令和８年（フ）第１１８７号
東京都東大和市向原３丁目10番地13―504号
債務者　栗原　晃栄
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１６０６号
神奈川県鎌倉市岩瀬615番地１　メゾンワキタＢ－１
債務者　東　　志帆（旧姓角野）
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７７６号
神奈川県茅ヶ崎市美住町18番26号　アンソレイユ　201
債務者　土田志津子
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８９６号
横浜市神奈川区子安通１丁目156番地　子安イザベラの丘205号
債務者　横山　愛子
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９６９号
神奈川県海老名市杉久保南２丁目10番10号
債務者　藤田　弘人
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９８４号
横浜市港南区東永谷１丁目24番12号　ピュアハウス上大岡205
債務者　青山哲悟郎
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９８９号
横浜市鶴見区市場富士見町３番９号　ハイカルムメゾン102号室
債務者　縄　　綾乃（旧姓角）
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２０３５号
神奈川県藤沢市石川６丁目24番地の３　ピース石川寮
債務者　永井　　均
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２０５４号
横浜市西区霞ケ丘41番地４　メゾン・ド・セヴェール・パートⅠ　203号
債務者　岩岡小百合
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２０６７号
横浜市旭区左近山448番地４　左近山団地８街区13棟302号
債務者　高杉　仁志
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３３４号
新潟市西区大学南１丁目383番地２　ローゼンクローネ107号
債務者　田村　弘英
1　決定年月日時　令和８年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３６９号
新潟市西区五十嵐中島５丁目１番58号　王山荘201号
債務者　山口　由美
1　決定年月日時　令和８年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１６０号
長野県松本市大字里山辺936番地３　メゾンヴァンドール302
債務者　田尻　智則
1　決定年月日時　令和８年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第１７０号
長野県松本市深志３丁目９番14号
債務者　早川　嘉一
1　決定年月日時　令和８年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第１７２号
長野県松本市野溝西２丁目７番３号　Ⅰ－５
債務者　小岩井美咲
1　決定年月日時　令和８年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第１７４号
長野県松本市寿北１丁目12番29号　サノハイツ202号
債務者　須田　光彦
1　決定年月日時　令和８年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第４２４号
静岡県焼津市石津港町53番地の１　ラ・フォンテ・レジデンスⅠ　205、旧住所静岡県焼津市石津向町25番地の12　ビクトワールＡ202
債務者　野村　美希
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
静岡地方裁判所民事第２部